資料4. 海外主要国の PRTR 制度の概要*1

国 名	制度	対象物質数	対象施設	届出データの扱い	把握開始
米国	TRI	877	製造業等(業種指定。	個別データ及び集計	1987
	(有害物質排出目		従業員数及び年間取扱	データを公表	
	録)		量ですそ切り)		
カナダ	NPRI	305	製造業等(業種指定。	個別データ及び集計	1993
	(全国汚染物質排		従業員数及び年間取扱	データを公表	
	出目録)		量ですそ切り)		
豪州	NPI	93	製造業等(年間取扱量	個別データ及び集計	1998
	(全国汚染物質目		ですそ切り)	データを公表	
	録)				
英国	PI*2*3	大気への排出	製造業等(業種指定。	個別データ及び集計	1991
	(汚染目録)	70(66)	年間排出量ですそ切	データを公表	
		水への排出	9)		
		89(89)			
		土壌への排出			
		66(66)			
		下水道移動			
		88(89)			
オラン	Emission	350 以上	環境管理法上の許可が	個別データ及び集計	1974
ダ	Register ^{**3}		必要とされる施設等。	データを公表	
	(排出登録)				
EU	E-PRTR	91	製造業等(事業活動指	個別データ及び集計	2007
	(欧州汚染物質排		定。事業規模及び年間	データを公表	
	出移動登録)		排出量ですそ切り)		
日本	PRTR	462	製造業等(業種指定。	個別データ及び集計	2001
	(化学物質排出移	(平成 22 年度以	従業員数及び年間取扱	データを公表	
	動量届出制度)	降)	量ですそ切り)		

(参考)他の OECD 加盟国の状況

ベルギー・フランドル地方**3(1993年~ 大気 82物質、水質 108物質)、デンマーク**3(1996年~)、フィンランド**3(1988年~)、ノルウェー(1992年~ 66物質(必須項目))、アイルランド**3(1996年~)、スウェーデン**3(2001年~)、イタリア**3(2002年~)、韓国(1999年~ 415物質)、メキシコ(1997年~ 200物質)、スロバキア**3(2004年~)、スイス(2000年~ 86物質)、フランス**3(2003年~ E-PRTR 対象項目及びその関連項目 95項目、その他の特定項目 34項目、科学研究開発施設のみの対象項目及び他に掲げられていない項目 56項目)

- ※1 各種資料より作成した。
- ※2 環境保護制度上の許可を受け、当局の規制を受けている施設における対象物質数。括弧内数字は、当局の規制は受けていないが、E-PRTRの対象となるプロセスを操業している施設における対象物質数。
- ※3 EU 加盟国は E-PRTR の下で取組を実施している。対象施設は 91 物質の報告義務がある。